

指定物質一覧（水質汚濁防止法施行令第3条3項関係）

番号	物質名
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル（別名MTBE）
15	硫酸
16	ホスゲン
17	1,2-ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロロピクリン
23	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラ-ジクロロベンゼン
30	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル （別名フェノブカルブ又はBPMC）
31	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド （別名プロピザミド）

指定物質一覧（水質汚濁防止法施行令第3条3項関係）

番号	物質名
32	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
33	チオリン酸O,O-ジメチル-O-（3-メチル-4-ニトロフェニル） （別名フェニトロチオン又はMEP）
34	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル （別名イプロベンホス又はIBP）
35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル （別名イソプロチオラン）
36	チオリン酸O,O-ジエチル-O-（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
37	チオリン酸O,O-ジエチル-O-（5-フェニル-3-イソキサゾリル） （別名イソキサチオン）
38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル （別名クロルニトロフェン又はCNP）
39	チオリン酸O,O-ジエチル-O-（3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル） （別名クロルピリホス）
40	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
41	エチル=（Z）-3- [N-ベンジル-N- [[メチル（1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート （別名アラニカルブ）
42	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール類及びその塩類
56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3,3,1,1] デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）